

消費税・基礎研修（社内用）

● 講義内容

【1】 消費税の基本的仕組み

- ① 基本的仕組み
- ② 税率
- ③ 課税の対象（基本）
- ④ 納税義務者
- ⑤ 小規模事業者に係る納税義務の免除

【2】 消費税の課税区分

- ① 課税の対象（深く）
- ② 非課税
- ③ 免税

【3】 問題①

【4】 課税標準

【5】 税額控除等

【6】 簡易課税

【1】 消費税の基本的仕組み

● 基本的仕組み

消費者は商品を購入したり、サービスの提供を受ける際に、その代金の5%に相当する消費税を負担することとなり、事業者は消費者から預った消費税を、消費者の代わりに国に納付することとなる。

また、事業者が他の事業者から商品を購入したり、サービスの提供を受けたことに対する代金を支払う際に、その代金の5%に相当する消費税も併せて支払っている。

そこで、事業者が納付すべき消費税額は次の算式になる。

<<算式>>

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{預った消費税} - \text{支払った消費税}$$

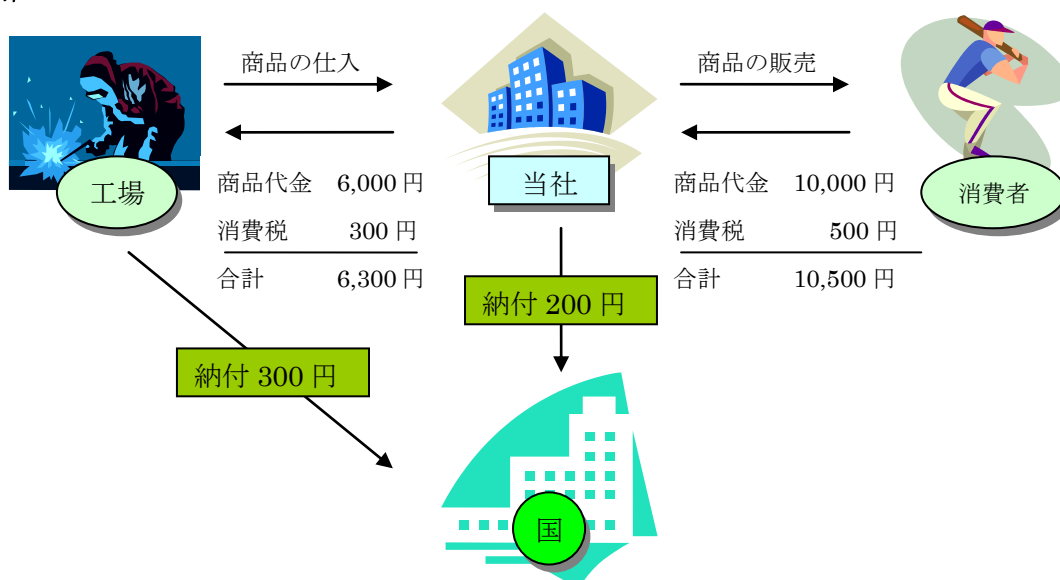
<<例題>>

当社の税込売上高が10,500千円（税抜き10,000円）、税込仕入高が6,300円（税抜き6,000円）である場合の納付すべき税額を求めなさい。

<<解答>>

$10,500 \times 5/105 - 6,300 \times 5/105 = 200$ 円（納付すべき消費税額）

<<図解>>



重要ポイント

どの取引に消費税が課税され、どの取引に消費税が課されないのか正確に分類すること。

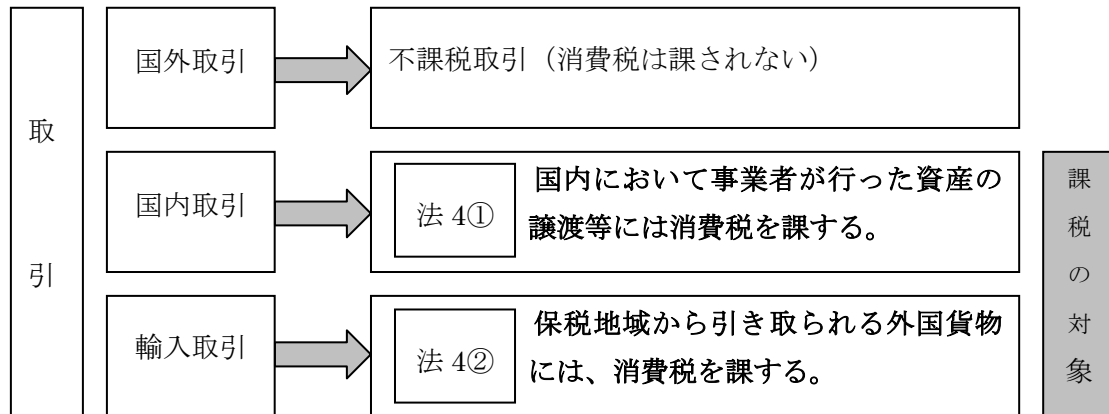
このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

● 税率

5%	消費税 4%
	地方消費税 1% (消費税率 4% × 25/100 = 1%)

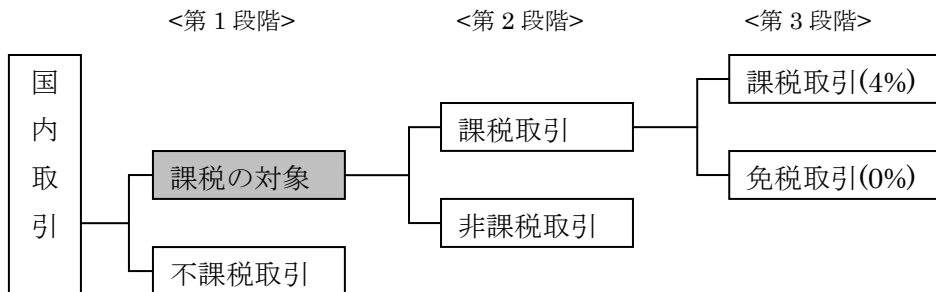
● 課税の対象 (基本)

<<取引の全体像>>

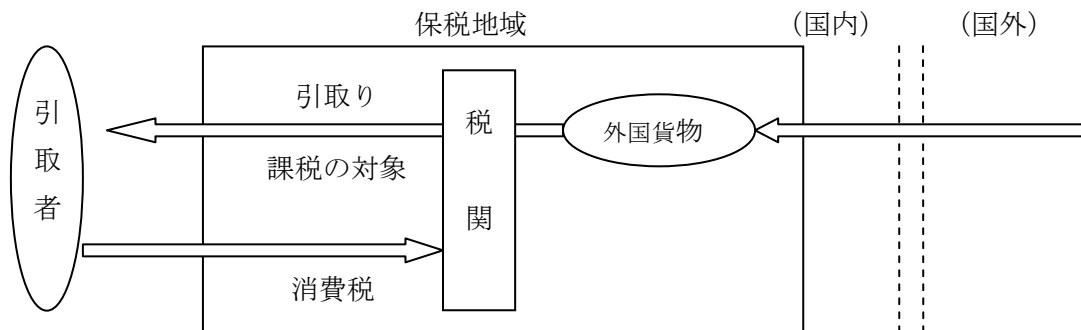


<<参考>>

(国内取引)



(輸入取引)



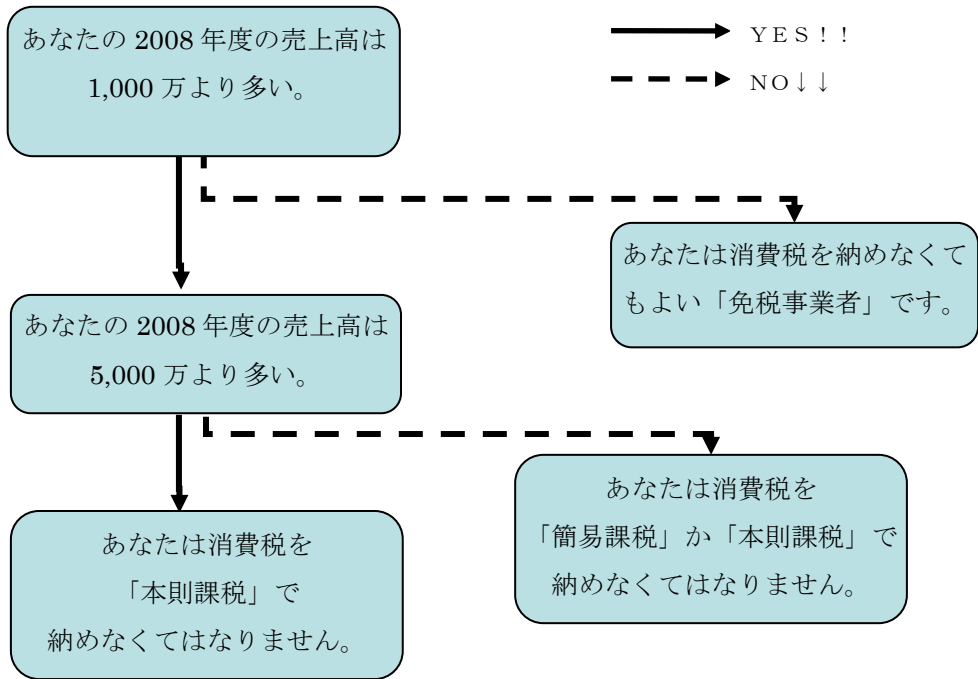
このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

● 納税義務者

法 5① 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある。

法 5② 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある。

● 小規模事業者に係る納税義務の免除



法 9① 事業者のうち、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者については、原則にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。

● 基準期間

個人事業者	その年の前々年（暦年）	
法人	原則	その事業年度の前々事業年度
	特例	前々事業年度が 1 年未満の場合は、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度に合わせた期間

※事業年度とは「企業が一定期間ごとに定めた期首から期末までの期間」をいう。

※基準期間が一年でない法人・・・一年換算をする。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

<<算式>>

(1) 基準期間が一年の場合

$$\boxed{\text{基準期間における課税売上高(税抜)}} = \boxed{\text{基準期間における課税資産の譲渡等の税抜対価の額の合計額}} - \boxed{\text{基準期間における売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額}}$$

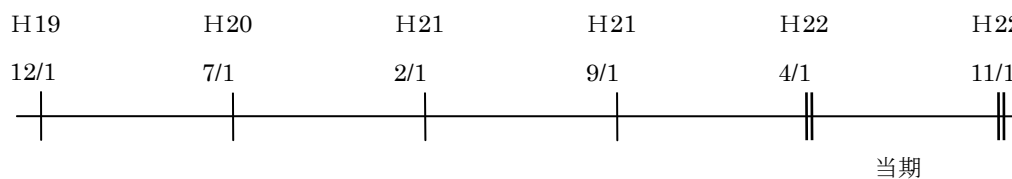
(2) 基準期間が一年でない法人

$$\boxed{\text{基準期間における課税売上高(税抜)}} = \boxed{\text{上記(1)の①}} \times \boxed{\frac{12}{\text{基準期間の月数}}}$$

<<問題>>

下記の場合の基準期間を示しなさい。

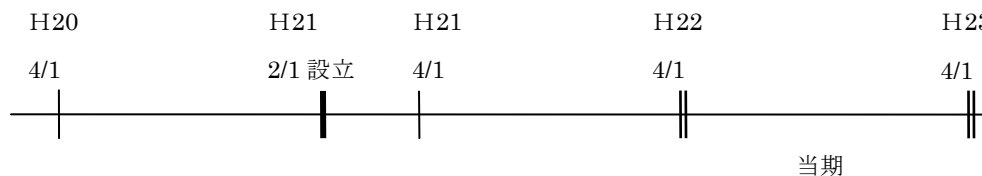
(1) 7ヶ月決算法人の場合



基準期間・・・H20.7.1～H21.8.31 (14ヶ月)

計算・・・売上高(税抜) × 12/14

(2) 法人を新たに設立した場合



基準期間・・・H21.2.1～H21.3.31 (2ヶ月)

計算・・・売上高(税抜) × 12/2

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

<<消費税課税事業者選択届出書>>

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者が、消費税課税事業者選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

※二年継続適用あり

<<一言>>

免税事業者は、消費税の納税義務が免除されるが、その反面、仕入に係る消費税額がどんなに多額であってもその控除ができず、還付を受けることはできない。このため、輸出業者や、多額の設備投資を行ったことにより還付が見込まれる事業者で免税事業者に該当するものは、自ら課税事業者を選択し、還付を受けることができる。

<<課税事業者選択の適用をやめようとする場合>>

課税事業者選択不適用届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

<<基準期間がない法人の場合>>

消費税の納税義務は、原則として基準期間における課税売上高によって判断することとなるため、基準期間が存在しない法人については、設立当初の 2 年間は納税義務が免除される。

しかし、基準期間が存在しない法人であっても設立当初から相当の事業規模を有する法人であると考えられることから、資本金 1,000 万円以上の法人の場合には基準期間がない事業年度であっても納税義務を免除しないこととしている。

【2】 消費税の課税区分

①課税の対象

● 課税の対象（法 4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

● 資産の譲渡等（法 2①八）

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

● 国内取引の課税の対象の 4 要件

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

● 国内において行うもの

① 資産の譲渡又は貸付けの場合

原則	その譲渡又は貸付けが行われる時における、その資産の所在場所
例外	その資産が、船舶、航空機、特許権その他一定のものである場合には、その譲渡又は貸付けが行われる時における、登録をした機関の所在地その他一定の所在地等

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目（令6①）

資産等の種類	判定場所
船	船舶の登録をした機関の所在地
航空機	航空機の登録をした機関の所在地
鉱業権	鉱業権に係る鉱区の所在地
租鉱権	租鉱権に係る租鉱区の所在地
採石権等	採石権等に係る採石場の所在地
特許権 実用新案権 意匠権 商標権 回路配置利用権 育成者権	権利の登録をした機関の所在地 同一の権利について2以上の国において登録をしている場合には、これらの権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
著作権 特別の技術による生産方式（ノウハウ）	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
営業権 漁業権 入漁権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
有価証券 （ゴルフ場利用株式等を除く）	有価証券が所在していた場所
登録国債	登録国債の登録をした機関の所在地
合名会社等の出資者持分	持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金銭債権	金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場その他の施設の所在地
上記のほかその所在していた場所が明らかでない場合	その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

<<例題>>

- 1 内国法人である当社が、内国法人Aにアメリカの外国法人Bが発行した株式（証券はアメリカに所在している）を売却した。（A. 国内取引に該当しない。）
- 2 内国法人である当社が、日本とアメリカ両国に登録している特許権を外国法人Aに貸付け、その使用料を収受した。（A. 国内取引に該当する。）

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

② 役務の提供の場合

原則	その役務の提供が行われた場所
例外	その役務の提供が運輸、通信その他国内及び国外にわたって行われるものである場合その他一定のものである場合には、出発地、発送地又は到着地その他一定の場所

2 役務の提供の場合の例外の細目 (令6②)

役務の提供の種類	判定場所
国際運輸	出発地若しくは発送地又は到着地のいずれか
国際通信	発信地又は受信地のいずれか
国際郵便等	差出地又は配達地のいずれか
保険	保険会社の保険契約の締結に係る事務所等の所在地
情報の提供	情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地
設計	設計を行う者の設計に係る事務所等の所在地
建物、鉱工業生産施設等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供（専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る）	その建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

<<例題>>

- 1 航空会社である当社がアメリカから日本行の国際線の航空運賃を受け取った。
(A. 国内取引に該当する。)
- 2 内国法人である当社が、自社の商品を国外で宣伝するため国内に所在する代理店Aに企画、立案から依頼し、対価を支払った。
(A. 国内取引に該当する。)

③ 金銭の貸付け等の場合

その貸付け又は預入れなどの行為を行う者の事務所等の所在地

<<例題>>

- 内国法人である当社が、海外に所在する外国銀行から預金利子を収受した。
(A. 国内取引に該当する。)

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

● 事業者が事業として行うもの

法人	法人の行う行為はすべて「事業として」に該当する。
個人事業者	「事業者の立場」と「消費者の立場」の二面性があり、「事業者の立場」で行う行為のみが「事業として」に該当する。

<<例題>>

- 1 サラリーマンが乗用車を売却した場合 (A. 事業者ではないため該当しない。)
- 2 個人事業者が趣味で所有するバイクを売却した場合 (A. 事業としてに該当しない。)

● 対価を得て行うもの

「対価を得て」とは、資産の譲渡等に対して反対給付を受けることをいう。

<<対価性のない取引の具体例>>

配当金、寄付金、祝金、見舞金、保険金、補助金、助成金…

<<実務で注意するもの…会費、組合費等、入会金>>

同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等、入会金(返還しないものに限る)については、その団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定する。

● 資産の譲渡、貸付け及び役務の提供

譲渡	資産につき、その同一性を保持しつつ、他に移転させること。権利の消滅や価値の減少は、資産の譲渡には該当しない。
貸付	賃貸借や消費賃貸などの契約により、資産を他に貸付れたり、使用させる一切の行為をいう。
役務の提供	請負契約、運送契約などに基づいて労務、便益、その他のサービスを提供することをいう。

● みなし譲渡

次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

個人事業者	個人事業者の家事消費等
法人	法人のその社の役員に対する資産の贈与

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

②非課税取引

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには消費税を課さない。

<別表第一>

非課税取引	税の性格から課税することになじまないもの	<ul style="list-style-type: none"> 1 土地等の譲渡及び貸付け 2 有価証券等の譲渡 3 利子に対価とする金銭の貸付け等 4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡 5 物品切手等の譲渡 6 行政手数料等 7 外国為替業務に係る役務の提供
	社会政策的な配慮に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> 8 社会保健医療等 9 社会福祉事業等 10 助産に係る資産の譲渡等 11 埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供 12 身体障害者用物品の譲渡等 13 学校等の教育に関する役務の提供 14 教科用図書の譲渡 15 住宅の貸付け

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

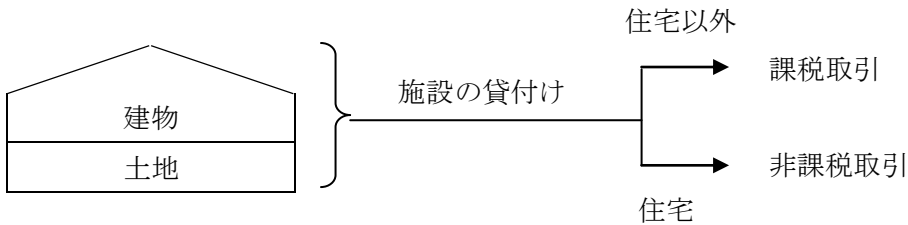
● 土地の譲渡及び貸付け

土地（土地の上に存する権利含む。）の譲渡及び貸付け（貸付期間が一月未満の場合及び施設利用に伴って土地が使用される場合を除く。）

土地 関係	譲渡		→	非課税
	貸付け	土地のみ の貸付け	貸付期間 1 月以上 貸付期間 1 月未満	
		施設(住宅以外)の貸付けに伴うもの (駐車場、建物、テニスコート等)		→
	役務の提供(土地の仲介、造成、鑑定等)		→	

<<備考>>

土地付建物の貸付け



<<ポイント>>

建物の貸付け等に伴って家賃を事業者が建物分と土地分に区分して収受している場合においても、それらは全て建物に係る家賃として取り扱う。

<<例題>>

- 1 事務所の賃貸(年額 300 万)に際し、契約において賃貸料を敷地部分 200 万と建物部分 100 万として明確に区分している場合 (A. 200 万+100 万=300 万が 4%課税。)
- 2 地主が駐車場経営に対して駐車場用地を貸付け、賃貸料として 10 万円収受した場合 (A. 10 万円は非課税取引に該当する。)

● 有価証券等の譲渡

有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）及び一定の支払手段（収集品及び販売用の支払手段を除く。）その他これに類するものとして一定のものの譲渡

有価証券 関係	譲渡	有価証券（株式、公社債、受益証券等）	→	非課税
		支払手段（現金、約束手形等）	→	
		金銭債権（貸付金、売掛金、未収入金等）	→	
	ゴルフ場利用株式、ゴルフ会員権等	→	課税	
役務の提供（有価証券売買委託手数料等）		→		

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

● 利子に対価とする金銭の貸付け等

利子に対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、合同運用信託又は公社債等運用投資信託に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供その他これらに類するものとして一定のもの

利子 保険料 保証料	利子	国債・社債・預貯金・貸付金等の利子 投資信託の収益分配金 割引債の償還差益等	→	非課税
	保険料	保険料・共済掛金	→	課税
		保険に伴う事務手数料	→	
	保証料	信用の保証料・物上保証料	→	非課税

<<具体例>>

- 1 手形の割引料
- 2 金銭債権の買取に係る差益
- 3 割賦販売購入手数料
- 4 リース取引でその契約に係るリース料のうち、利子又は保険料相当額

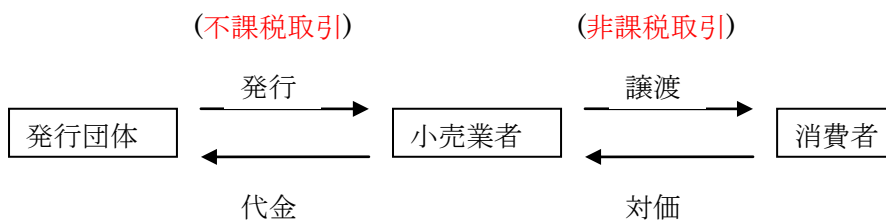
● 資産の譲渡で一定のもの

次に掲げる資産の譲渡

- (1) 郵便事業株式会社等が行う郵便切手又は印紙の譲渡
- (2) 地方公共団体等が行う証紙の譲渡
- (3) 物品切手等の譲渡

<<例題>>

映画の前売券



このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

● 役務の提供で一定のもの

次に掲げる役務の提供

- (1) 国等が行う役務の提供で、その料金の徴収が法令に基づくもの
- (2) 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とする役務の提供
- (3) 外国為替業務に係る役務の提供

● 社会保健医療に係る資産の譲渡等

健康保険法等に規定に基づく一定の資産の譲渡等

<<備考>>

- ・ 医薬品、医療用具の販売

健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく資産の譲渡等は非課税だが、それに該当しない医薬品、医療用具の販売等は課税資産の譲等に該当する。

<<留意点>>

- ・ 社会保険医療等以外の自由診療（健康診断料、人間ドックなど）
→課税取引に該当する。

● 社会福祉事業等としての資産の譲渡等

次に掲げる資産の譲渡等

- (1) 介護保険法に基づく一定の居住サービス及び施設サービス等
- (2) 社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等（一定の生産活動としての作業に基づき行われるものを除く。）

<<備考>>

- ・ 福祉用具の取扱い

→原則、非課税にならない。

- ・ 生産活動

生産活動とは、要援護者の「自立」「自活」「社会復帰」のための訓練、職業供与等の活動において行われる物品の販売、サービスの提供等をいう。

→課税される。

● 助産に係る資産の譲渡等

医師等による助産に係る資産の譲渡等

<<備考>>

- ・ 妊娠中及び出産後の入院に係るベッド料の取扱い

→全額非課税

● 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供

埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供

<<備考>>

- ・ 葬式、葬儀の費用、花輪代、生花代は課税取引

● 身体障害者用物品の譲渡、貸付け

身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他一定の資産の譲渡等

<<備考>>

- ・ 身体障害者用物品の範囲
義肢、盲人安全つえ、義眼、車椅子等、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの。
- ・ 部分品の取扱い
→身体障害者用物品の部分品については、身体障害者用物品には該当しない。
- ・ 改造の取扱い
→身体障害者用物品以外の物品を身体障害者用物品に改造する行為は、身体障害者用物品の製作の請負ということで非課税

● 学校等の教育に関する役務の提供

学校教育法等に規定する一定の教育として行う役務の提供

<<一定の教育としての役務提供の範囲>>

- ・ 授業料
- ・ 入学料、入園料
- ・ 施設設備費
- ・ 入学検定料、入園検定料
- ・ 在学証明書、成績証明書等の手数料

● 教科用図書の譲渡

学校教育法に規定する教科用図書の譲渡

<<備考>>

- ・ 教科用図書の供給手数料は非課税とならない
- ・ 補助教材は学校指定した場合でも非課税とならない

● 住宅の貸付け

住宅の貸付け（その貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、貸付期間が1月未満の場合その他一定の場合を除く。）

住宅 関 係	譲渡（住宅として使用してきた建物）		課税	
	貸付け	住宅(社宅等)	貸付期間 1 月以上	非課税
		住宅以外(事務所、店舗、倉庫、保養所等)		課税
	役務の提供(建物売却手数料等)			

<<備考>>

- ・ 居住用であるか否かは契約書上の様態により判断
- ・ 建物の貸付けに伴う共益費等、権利金、更新料等については、家賃と同様に取扱う。
- ・ 用途変更の場合の取扱い
→住宅として貸付けられていた建物について、住宅以外の用途に変更する契約の変更をした場合、契約変更後のその建物の貸付けは課税資産の譲渡等に該当する。

<<例題>>

当社の賃貸料収入は、居住用マンションに係る家賃収入 1,000,000 円、共用スペースの清掃費、水道光熱費に充てるための共益費 100,000 円、入居者に貸付けているマンション敷地内の駐車場使用料 10,000 円の合計である。

課税売上 ……**駐車場代 10,000 円**

非課税売上……**家賃収入 1,000,000 円+共益費 100,000 円**

● 輸出取引の非課税

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない。

(別表第二)

(1) 有価証券等	(5) 物品切手等
(2) 郵便切手類	(6) 身体障害者用物品
(3) 印紙	(7) 教科用図書
(4) 証紙	

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

③免税取引

● 輸出免税等

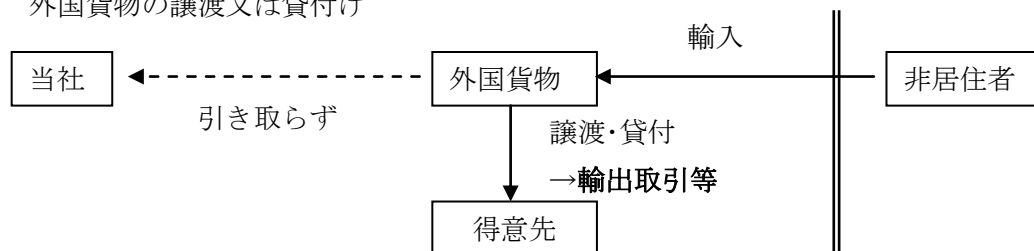
事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等に該当するものについては、消費税を免除する。

● 輸出取引等

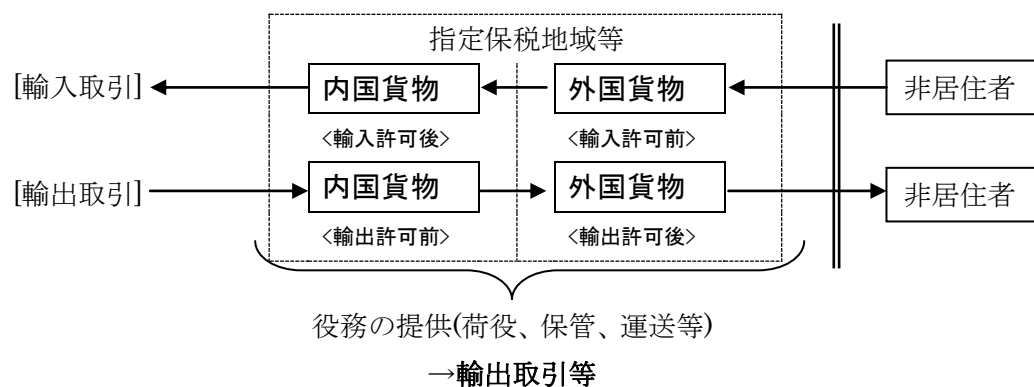
- (1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- (2) 外国貨物の譲渡又は貸付け（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 外国貨物等に係る荷役、運送、保管、検数、鑑定などの役務の提供
- (4) 国内及び国外にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- (5) 専ら国債運輸の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で一定のもの
- (6) 非居住者に対する無形固定資産等の譲渡又は貸付け
- (7) 非居住者に対する役務の提供で国内における運送、飲食、宿泊等以外のもの

<<参考>>

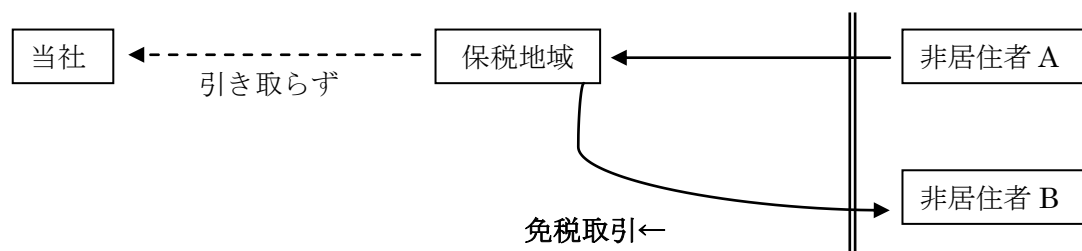
● 外国貨物の譲渡又は貸付け



● 外国貨物及び指定保税地域等における内国貨物に係る役務の提供



● 国外で購入した貨物を国内の保税地域を経由して国外へ譲渡した場合



このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

<<輸出物品販売場における輸出免税の特例>>

輸出物品販売場を経営する事業者が、非居住者に対し、通常の生活の用に供する物品で輸出するために購入されるものの譲渡を行った場合には、その物品の譲渡については、消費税を免除する。

<<書類の保存（適用要件）>>

輸出物品販売場を経営する事業者が、物品が非居住者によって一定の方法により購入されたことを証する書類(購入者誓約書)を保存しない場合は適用しない。

※7年間

<<輸出物品販売場の意義>>

非居住者に対し、一定の物品で一定の方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、事業者(免税事業者を除く。)が納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいう。

<<消費税が徴収される場合>>

- (1) 非居住者が免税購入した物品を出国日（その者が居住者となる場合には、その居住となる日）までに輸出しない場合
- (2) 非居住者が免税購入した物品を国内で譲渡した場合

【3】問題①

次の取引のうち、課税取引（4%課税）となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしているものとする。

- (1) 法人が、自社の役員に対して商品（課税資産）を贈与した。
- (2) 法人が、借地権の更新料を受け取った。
- (3) 法人が、月極立体駐車場の貸付に係る使用料を受け取った。
- (4) 法人が、所有する土地と他の事業者が所有する土地とを交換した。
- (5) 法人（証券会社）が、株式売却手数料を受け取った。
- (6) 法人が、火災の発生に伴い火災保険料を受け取った。
- (7) 法人が、株式配当金を受け取った。
- (8) 法人（保険代理店）が、保険代理店手数料を受け取った。
- (9) 法人が、学校教育法に規定する教科用図書を販売した。
- (10) 法人（酒屋）が、ビール券を販売した。
- (11) 法人（印刷会社）が、郵便はがきに図柄を印刷し、印刷代を受け取った。
- (12) 法人（高速道路株式会社）が、高速道路の通行料を受け取った。
- (13) 法人（銀行）が、海外への送金手数料を収受した。
- (14) 個人事業者（医師）が、健康保険法に基づいて診療報酬を受け取った。
- (15) 個人事業者（医師）が、自由診療の報酬を受け取った。

<回答>

- | | |
|--------|--------|
| (1) ○ | (13) △ |
| (2) △ | (14) △ |
| (3) ○ | (15) ○ |
| (4) △ | |
| (5) △ | |
| (6) × | |
| (7) × | |
| (8) ○ | |
| (9) △ | |
| (10) △ | |
| (11) ○ | |
| (12) ○ | |

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

【4】 課税標準

<<算式>>

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{預った消費税} - \text{支払った消費税}$$



<<課税標準額>>

<<税額控除>>

$$\text{納付すべき消費税額} = \left[\text{課税売上高の合計額 (税込)} \times 100/105 \right] \times 4\% - \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額 (税込)} \times 4/105 \right]$$

(千円未満切捨)

● 原則

課税資産の譲渡等の対価の額

※重要なのは、相手の**支出額**

● 例外

① 低額譲渡

意義	法人が資産をその社の役員に対し著しく低い価額により譲渡した場合のその譲渡
対価の額とみなされる額	譲渡時における譲渡資産の価額に相当する額

<<※著しく低い価額とは>>

	判定	判定結果	金額
資産	仕入価額又は時価×50% > 譲渡金額	低額譲渡に該当	時価
	仕入価額又は時価×50% ≤ 譲渡金額	低額譲渡に該当しない	受領金額

② みなし譲渡

意義	個人	個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
	法人	法人が資産をその社の役員に対し贈与した場合におけるその贈与
対価の額とみなされる額	個人	消費等の時におけるその資産の価額に相当する額
	法人	贈与時におけるその資産の価額に相当する額

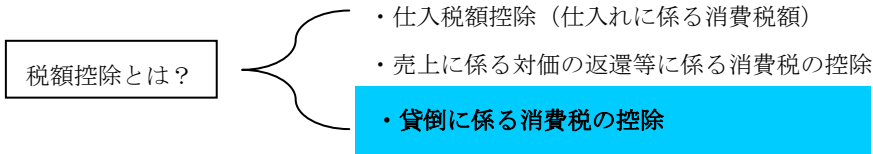
<<金額>>

	判定	棚卸資産以外	棚卸資産
みなし譲渡	該当する	時価	時価×50% 仕入価額

} のいずれか大

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

●貸倒に係る消費税額の控除



<<会計処理>>

(売掛金) 105 / (売上) 105 →売上に係る消費税5円計上
 (貸倒損失) 105 / (売掛金) 105 →控除税額の性質を有する。

※貸倒となった債権×5/105＝貸倒に係る消費税の控除金額

・貸付債権が貸倒となった場合

(貸付金) 100 / (現金) 100 →売上に係る消費税計上されない。
 (貸倒損失) 100 / (貸付金) 100 →売上に係る消費税を計上していないため適用なし。

・非課税資産の売上により発生した債権の貸倒れ

(未収金) 100 / (売上) 100 →売上に係る消費税計上されない。
 (貸倒損失) 100 / (未収金) 100 →売上に係る消費税を計上していないため適用なし。

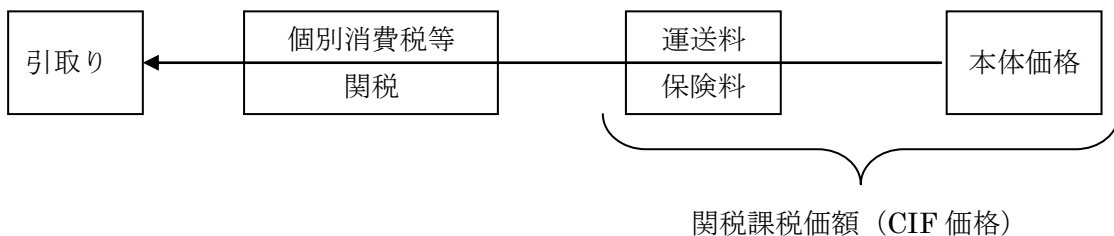
●輸入取引の課税標準

関税課税価格(CIF 価格)+関税額+消費税以外の個別消費税＝課税標準

※消費税以外の個別消費税の例

酒税、タバコ税、揮発油税など

<<図>>

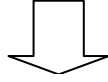


このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

【5】 税額控除等

＜＜算式＞＞

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{預った消費税} - \text{支払った消費税}$$

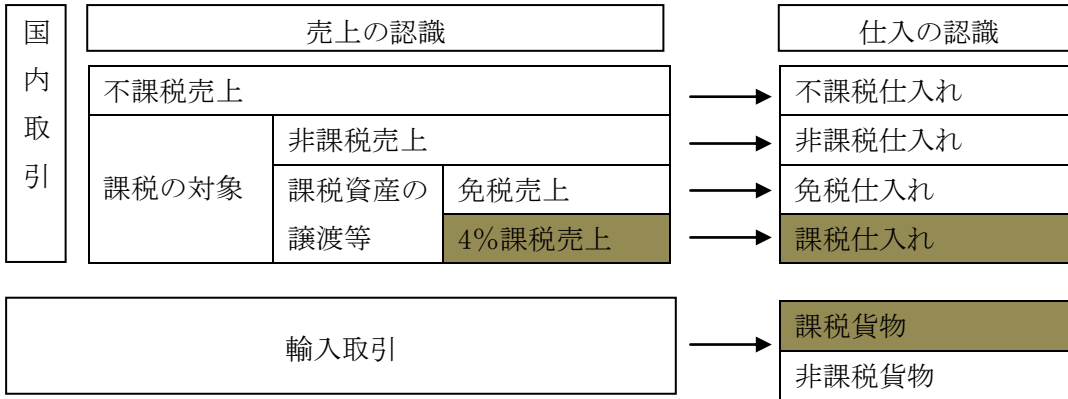


＜＜課税標準額＞＞

＜＜税額控除＞＞

納付すべき 消費税額	＝	課税売上高の合計額 (税込) × 100/105 (千円未満切捨)	× 4%	－	課税仕入れに係る支 払対価の額(税込) × 4/105
---------------	---	---	------	---	-----------------------------------

● 課税仕入れ等



● 体系

計 算 体 系	原則	課税売上割合 ≥ 95%	課税仕入れ等の税額は全額控除できる
		課税売上割合 < 95%	個別対応方式または一括比例配分方式により 計算
	例外	簡易課税方式	売上に対する消費税を基準に仕入税額を見積 もり計算

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

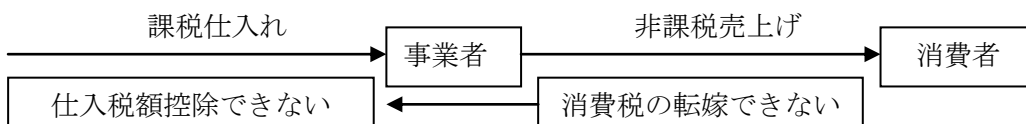
● 課税売上割合

① 内容

消費税は、消費税の転嫁を通じて最終消費者に消費税を負担させることを前提としている。

すると、非課税売上げについては、その取引を通じて非課税資産の購入者に消費税を転嫁できないため、その非課税売上に要した課税仕入れ等の税額は、仕入税額控除が認められない。

よって、仕入税額控除については、消費税が転嫁される売上げに要する課税仕入れ等であるのか、消費税が転嫁できない売上げに要するものかを判断しなければならない。



課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額は、仕入税額控除が認められるが、非課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額は、原則として、仕入税額控除が認められない。

したがって、仕入税額控除の計算のためには、課税仕入れ等に該当する取引一つ一つにつき、その売上(課税売上げ、非課税売上げ)との対応により区分しなければならない。しかし、課税仕入れ等の中には、その売上との対応関係が明確でないものもあり、また、その区分が煩雑なものもある。

そこで、売上げとの対応関係が明確でない課税仕入れ等の税額を総売上高(税抜)のうち課税売上高(税抜)の占める割合を使って按分することにより、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を算出することにした。

<<計算式>>

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高(税抜)} + \text{輸出免税売上}}{\text{課税売上高(税抜)} + \text{輸出免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

※売上げに係る対価の返還等を行った場合、課税売上割合の計算上、各売上げからその売上げに係る税抜対価の返還等の金額を控除する。

● 留意点

- ・ 有価証券の譲渡があった場合→譲渡対価×5%の金額を非課税売上高に含める。
- ・ 売上債権の譲渡があった場合→非課税売上高に含めない。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

<<例題>>

次の場合において、仕入税額控除が認められる金額を求めなさい。
なお、課税仕入れについては、売上げとの対応関係は明確ではない。

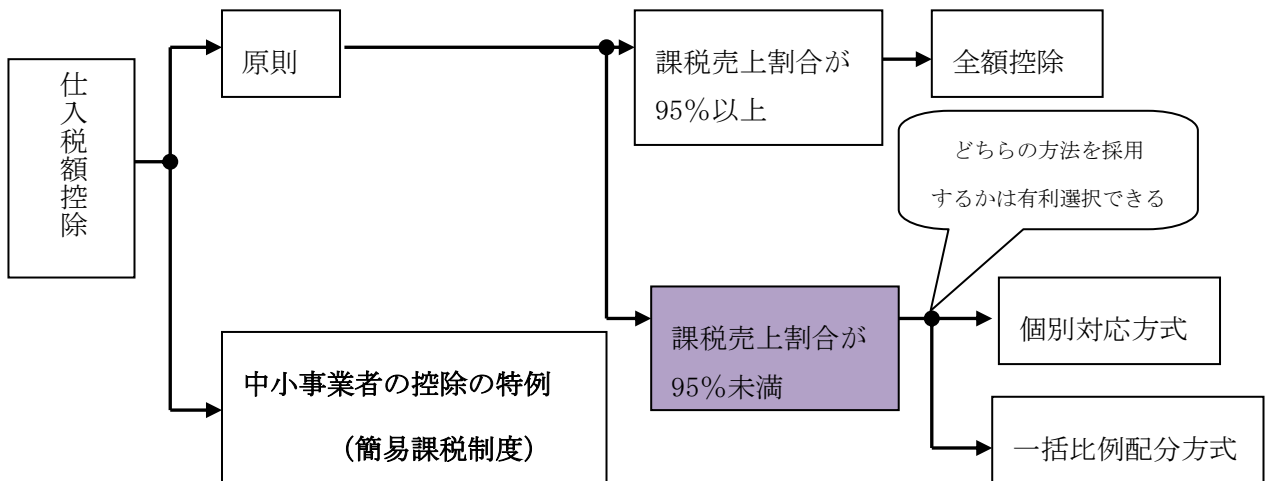
- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 課税売上高(税抜き) | 80,000,000 円 |
| (2) 非課税売上高 | 20,000,000 円 |
| (3) 課税仕入高(税込み) | 63,000,000 円 |

課税売上割合 $800,000,000 / (20,000,000 + 80,000,000) = 80\%$
仕入税額控除 $6,300,000 \times 4/105 = 2,400,000$
 $2,400,000 \times 80\% = 1,920,000$

<<参考：特例>>

- ・非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例
→課税売上割合の計算上、分子に含めて計算する。

<<仕入税額控除の体系>>



- 課税売上割合が95%未満の場合
- 個別対応方式

① 内容

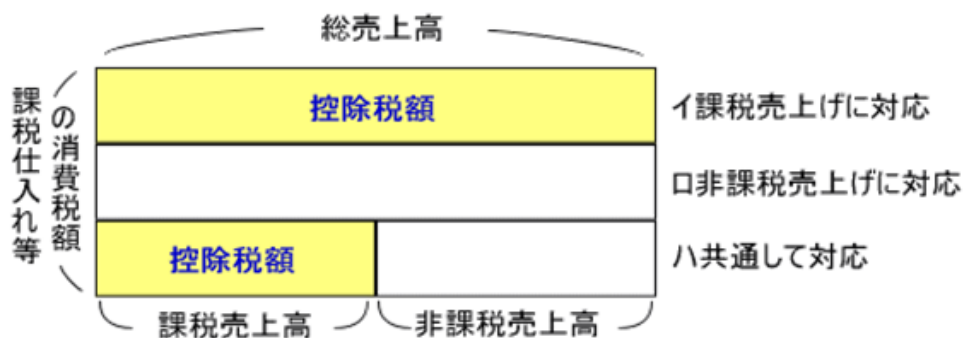
その課税期間に行った課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、次の区分が明らかにされている場合には、個別対応方式により計算する。

- イ 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの（課税売上対応分）
- ロ その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの（非課税売上対応分）
- ハ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（共通対応分）

<<計算式>>

$$\text{控除対象仕入税額} = (1) \text{ 対応の税額} + (3) \text{ 対応の税額} \times \text{課税売上割合}$$

<<参考>>



<<例題>>

次の場合における個別対応方式による控除対象仕入税額を求めなさい。

- (1) 課税仕入高（税込み）の内訳
- ① 課税売上げにのみ要するもの 63,000,000 円
 - ② 非課税売上げにのみ要するもの 10,500,000 円
 - ③ 共通して要するもの 8,400,000 円
- (2) 課税売上割合=40%

控除対象仕入税額

イ : $63,000,000 \times 4/105 = 2,400,000$

ハ : $8,400,000 \times 4/105 = 320,000$

$2,400,000 + 320,000 \times 40\% = 2,528,000$

● 一括比例配分方式

①内容

その課税期間に行った課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、その区分が明らかにされていない場合には、一括比例配分方式により計算する。

<<計算式>>

$$\text{控除対象仕入税額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合}$$

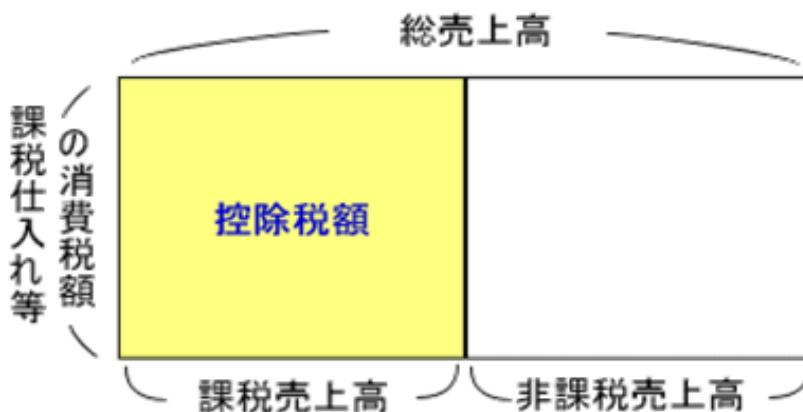
②選択適用

個別対応方式により控除税額を計算できる事業者は、選択により一括比例配分方式により計算することができる。

③2年継続適用

一括比例配分方式により計算することとした事業者は、その課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する各課税期間において一括比例配分方式を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできない。

<<参考>>



<<例題>>

次の場合における一括比例配分方式による控除対象仕入税額を求めなさい。

(1) 課税仕入高（税込み）の内訳

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①課税売上げにのみ要するもの | 63,000,000円 |
| ②非課税売上げにのみ要するもの | 10,500,000円 |
| ③共通して要するもの | 8,400,000円 |

(2) 課税売上割合=40%

控除対象仕入税額

$$\textcircled{1} : 63,000,000 \times 4/105 = 2,400,000$$

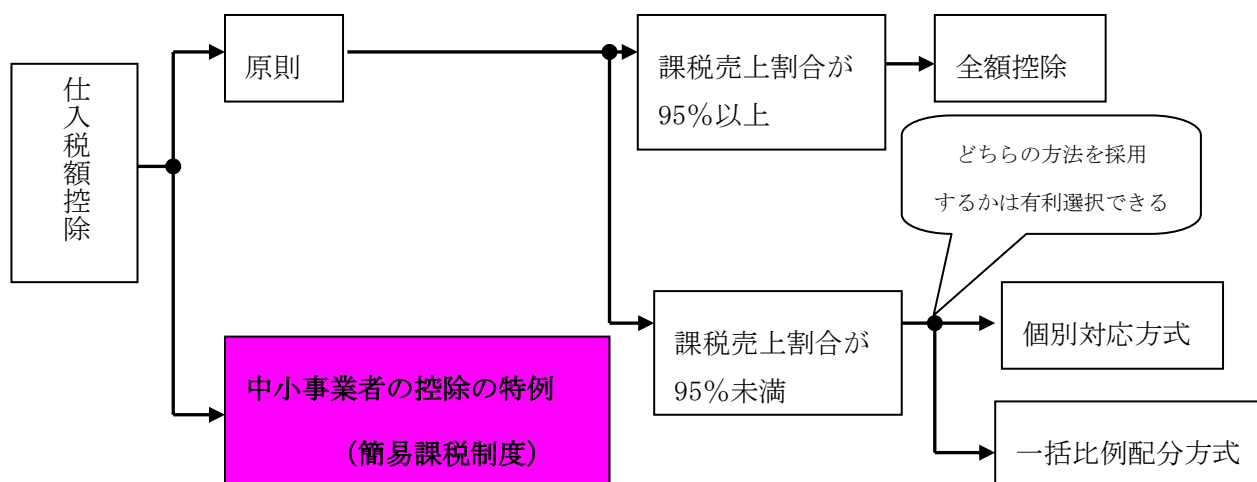
$$\textcircled{2} : 10,500,000 \times 4/105 = 400,000$$

$$\textcircled{3} : 8,400,000 \times 4/105 = 320,000$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 3,120,000$$

$$3,120,000 \times 40\% = 1,248,000$$

【6】 簡易課税



● 計算構造

原則課税

・ 売上に係る消費税	10,000 円 (仮受消費税)
・ 仕入に係る消費税	<u>4,000 円</u> (仮払消費税)
・ 納付消費税	6,000 円

←実際に支払った消費税額により計算する

簡易課税

・ 売上に係る消費税	10,000 円 (仮受消費税)
・ 仕入に係る消費税	10,000 円 × 仕入率 (50%) = <u>5,000 円</u>
・ 納付消費税	5,000 円

←実際に支払った消費税額は
一切使用しない

※簡易課税制度は仕入率により仕入税額控除の計算をする。

なお、売上に係る消費税額を基準に計算するため還付が発生することはない。

●適用要件

適用要件	簡易課税制度選択届出書を提出していること
	その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること

※上記の要件をいずれも満たす場合には、簡易課税制度の適用により控除対象仕入税額を計算しなければならないため、原則課税による控除仕入額との有利選択はできない。

●簡易課税制度選択届出書の効力

簡易課税制度選択届出書を提出した事業者は、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が 5,000 万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)において適用される。

※簡易課税制度選択届出書は、簡易課税制度選択不適用届出書が提出されない限りその効力が存続する。したがって、適用がない課税期間となった後の課税期間について再びその基準期間の課税売上高が 1,000 万円超 5,000 万円以下となった場合であっても、改めて選択届出書を提出する必要はない。

※2年継続適用あり

(提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日から 2 年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、提出できない。)

●計算方法

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{基礎税額} \times \text{みなし仕入率}$$

$$\text{基礎税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} + \text{貸倒回収に係る消費税額} - \text{売上げに係る対価の返還等に係る消費税額}$$

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

●みなし仕入率

区分	業種	みなし仕入率	簡単に
第一種事業	卸売業	90%	事業者に対して商品を販売した場合
第二種事業	小売業	80%	消費者に対して商品を販売した場合
第三種事業	製造業	70%	材料・商品を加工して販売した場合
第四種事業	その他	60%	その他1種～3種・5種以外
第五種事業	サービス業等	50%	サービス業・不動産業等

<<具体例>>

・第3種事業

- ①農業 ②林業 ③漁業 ④鉱業 ⑤建設業 ⑥製造業(製造小売を含む)
⑦電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

・第4種事業

- ①飲食店業 ②金融保険業 ③事業用資産の売却

・第5種事業

- ①不動産業 ②運輸通信業 ③サービス業

具体例)

広告宣伝売上に係る消費税→200,000円

固定資産売却収入に係る消費税→100,000円

《仕入税額控除》

200,000円×50% (第5種) +100,000円×60% (第4種) =160,000円

※基本的には業種により仕入率を用いて計算するが、取引ごとに仕入率を用いる。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

●特例

<<2種類以上の事業を行っている場合のみなし仕入れ率>>

原則	それぞれの事業にそれぞれのみなし仕入れ率を乗じて計算	
特例	特定一事業で75%以上	<<2種類以上の事業を営む事業者>> 特定一事業の課税売上高が全体の75%を占める場合には、その75%を占める特定一事業のみなし仕入れ率を、その特定一事業以外の事業に対しても適用して計算
	特定二事業で75%以上	<<3種類以上の事業を営む事業者>> 特定二事業の課税売上高が全体の75%を占める場合には、その特定二事業のうち低い方のみなし仕入れ率を、その特定二事業以外の事業に対しても適用して計算
	事業区分していない場合	<<2種類以上の事業を営む事業者>> 課税資産の譲渡等の内容を事業ごとに区分していない場合、その区分していない課税資産の譲渡等については、そのうち最も低いのみなし仕入れ率の事業に係るものとして、のみなし仕入れ率を適用する。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は税理士法人エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。